

第 1 1 9 号議案

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
足立区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 2
9 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 1 1 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 1 2 条—第 1 5 条）

第 5 章 雑則（第 1 6 条・第 1 7 条）

付則

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の章名及び 1 条を加える。

第 5 章 雑則

（委員会の設置）

第 1 6 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として足立区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、

区長が委嘱又は任命する委員5名以内をもって組織する。

- 3 委員会の委員又は委員であつた者は、その職務に関し知りえた秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表区長の部に次のように加える。

足立区災害弔慰金等支給審査委員会	日額 18,000円
------------------	------------

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、足立区災害弔慰金等支給審査委員会を設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。